

お知らせ

令和8年度園児を募集

保育所等の

利用申し込み

保育こども園課 ☎229-13167 ㊟229-13451



利用申し込みをするには

保育所等を利用する場合は、2号認定または3号認定の「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

認定区分の種類

保育の必要性や年齢によって異なります。

認定区分	対象	利用先
2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病等により保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病等により保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園、地域型保育事業

保育必要量と保育利用時間

2号認定または3号認定を受けた場合、保育を必要とする事由や内容に応じて「保育必要量」が認定されます。保育必要量により、保育所等を利用できる時間が異なります。

保育必要量	利用可能時間	認定条件の例
標準時間	1日当たり必要に応じて最長11時間(おむね7時30分～18時)	月120時間以上の就労・介護・看護・就学、妊娠・障がい・疾病、災害復旧などにより保育が必要と認められる場合
保育短時間	1日当たり必要に応じて最長8時間(8時30分～16時30分)	月60時間以上120時間未満の就労・介護・看護・就学、求職活動などにより保育が必要と認められる場合

提出書類等と申し込み方法

提出書類等

- 子どものための教育・保育給付認定申請書
- 保育の必要性を確認するための書類
- 保育所等利用申込書
- 児童の健康状態確認書
- 重要事項確認票

- 子どもと保護者(父・母)のマイナンバーカードまたはマイナンバー入りの住民票
- 申し込みに来る人の本人確認ができるもの
- **申し込み** 保育こども園課または各総合支所市民福祉課(福祉課)、各保育所等で配布する申込書類に必要事項を記入し提出

提出先 保育こども園課、各総合支所市民福祉課(福祉課)

利用までのスケジュール



1次調整

書類提出・面接 10月1日(水)～31日(金)

結果連絡 来年2月初旬

←…利用できない場合

2次調整(再申請不要)

書類提出・面接 来年2月2日(月)～13日(金)

結果連絡 来年3月中旬

←…利用できない場合

5月以降の調整(再申請不要)